

令和元年度決算 ～総務建設常任委員会 令和3年3月12日～

議事録（総務部、建設部抜粋）

読み易いよう、部署で質疑応答をまとめています。

部署	頁
総務部財政課	p. 1
総務部情報政策課	p. 3
総務部総務課	p. 5
総務部市民税課	p. 8
総務部固定資産税課	p. 10
総務部資産活用課	p. 11
総務部防災危機管理課	p. 14
建設部建築課	p. 19
建設部水みどり課	p. 21
建設部都市計画課	p. 25
建設部道路交通課	p. 26
建設部道路管理課	p. 30

（総務部財政課）

○松本暁彦委員

まず、1点目。こちら財政課のほうになると思うんですけども、令和3年度の歳入と歳出は過去最高になっているというところを認識しております。

改めてその令和3年度の特徴について、どのようなものか、改めて概要をお聞かせいただきたいと思います。併せて、今後この予算規模、果たして今後増加するのか、また減少するのかと。今後の方向性について、お聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長

森川課長。

○森川財政課長

質問番号1番。令和3年度予算の特徴と今後についてでございますけれども、令和3年度の一般会計当初予算額につきましては、400億6,100万円で、前年度に比べますと28億3,700万円、7.6%の増でありまして、当初予算として初めて400億円を超える予算額となっております。

予算の特徴といたしましては、歳出での普通建設事業費が54億8,005万4,000円と、前年度に比べまして約29億円、112.3%の増となっております。

これは、新味舌体育館建設事業費や茨木市とのごみ処理施設広域化に関する負担金、千里丘駅西地区再開発事業費や阪急京都線連続立体交差事業費など、現在進捗中の事業を着実に推進するための費用を計上しておりますことから、大幅な増額となっております。

一方、歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でありますとか、法人税割の税率引き下げなどにより、市税収入につきましては、前年度比4億7,010万円、2.6%の減

と見込んでおります。

歳入と歳出におけます財源不足額に関しまして、市債の発行と主要基金からの取り崩しにより賅った予算編成となっております。

今後についてでございますけれども、現在、進捗中であります事業における費用負担、こちらが今後も引き続き発生することに加えまして、令和3年度予算におきましては、これからのまちづくりを見据えた予算も計上しております。

味生地域のコミュニティ施設基本構想策定委託料でありますとか、児童センター機能を含むとりかいこども園の建て替えのための実施設計の委託料、全小・中学校体育館へのエアコン設置に向けての基本設計委託料、給食センター方式による全員喫食実現可能性を調査する委託料、また鳥飼まちづくりグランドデザインに関する費用なども計上しておりますことから、今後、費用負担が発生することと見込まれる多くの事業がございます。そのことから、同程度の水準が今後、複数年続くのではないかと考えております。

○松本暁彦委員

それでは、引き続き、2回目の質問並びに一部要望とさせていただきます。

まず、1番目。財政についてというところで、今年度は歳入歳出とも過去最高と、それをおいて建設事業が非常に大きなウエートを占めるというところで、今後につきましても、引き続きその傾向は続くというところを認識いたしました。

やはりこれからますます事業が多くなっていくという中で、国の補助金とか、何かそういった活用も非常に重要になってくるのかなと考えております。

そういった中で、柔軟な財政運営というのが一層必要となってまいります。その点、財政方、これから引き続き、そんな状態が続くという中で、どのように運営をしていくのか、そのお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○野口博委員長

森川課長。

○森川財政課長

質問番号1番、今後の財政運営の考え方についてでございますけれども、まず国・府の補助金や交付金に関しましては、もれなく申請することが必要であり、情報を的確につかむべく情報収集に励み、予算を計上しております。今後につきましても、しっかり情報をつかんでまいりたいと考えております。

財政運営についてでございますけれども、数年間は厳しい状況が続くと見込んでおり、できるだけ基金を温存しながら活用する必要があると考えております。そのためにも積極的な市債発行を行うことにより、財源を確保してまいりたいと考えております。

併せて歳出面におきましては、業務効率化をより一層進めることが必要であると考えております。現在実施しておりますいずれの事業も必要であるとは思っておりますけれども、その中でも優先順位をつけて事業のスクラップを行っていくことが必要ではないかと考えております。

○松本暁彦委員

まず、1番目、財政課につきまして、国の補助金の積極的な活用、これもぜひこちらについても

要望させていただきます。

また、柔軟な財政運営、基金を温存しつつ市債を発行してやっていくというところ、また事業のスクラップというのもしっかりと精査をしていくというところを理解をいたしました。やはり財政というものは市民サービスに直結する重要な部分であります。やはりここが適切に運営されることで市の様々な取り組みが円滑に推進されるものと考えておりますので、その点、財政課としてしっかりと考えていただきたいと思います。コロナ禍も含めてなかなか経済が復活しない可能性があるという中でいかにして将来を見越してまちづくりを進めていくというところをしっかりと財政課として考えていただければなと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

(総務部情報政策課)

○松本暁彦委員

続きまして、2点目。情報政策課のところで、主要事業の18ページに自治体専用チャットについて記載をしております。この点、この内容について改めてお聞かせをいただきたいなど。また併せて、その効果、メリットについてどのようなものか、お聞かせください。

続きまして、3番目。同じく主要事業の18ページ、これも情報政策課になります。テレワークの取り組みについてです。

令和2年度、コロナ禍においてテレワークが大幅に推進をされました。令和3年度はさらに推進していくということだと思っておりますけれども、その推進の考え方について、お聞かせいただきたいなどと思います。

○野口博委員長

榎納参事。

○榎納総務部参事

それでは、質問番号2番。自治体専用チャットツールの中身、考えられる効果等について、ご答弁申し上げます。

パソコンから庁内や他自治体、外部事業者とメッセージやファイル、画像の送受信ができるビジネスチャットツールとなっております。主にL2WAN系の利用となりますが、インターネット系での利用、またスマートフォンからの利用も可能なものとなっております。

これまでの電話・メールそしてファクス等、対面主義といったコミュニケーションをこの業務用チャットに置き換えることで、情報共有、意思決定の迅速化、ペーパーレス化につながるものと考えております。

昨年からは無償トライアルを活用し、11課105名の職員が利用しており、電話の回数や時間が減少した、また折り返しの電話が不要になった、またメッセージの履歴が分かることから、議論の経過が見える化できたといったような声が寄せられております。

また、防災における避難所班との連絡強化などにも活用を進めてまいりたいと考えております。続きまして、質問番号3番。テレワークシステムについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国もテレワークの実施を強く推奨しているところでございます。自治体におけるテレワークシステムの導入は、民間と比較した場合に遅れている状況でございます。

4月の緊急事態宣言が発出されたときに、無償トライアルを活用して一部実施をいたしました。また、令和3年1月からは、地方公共団体情報システム機構の自治体テレワークシステム、こちらの実証実験を活用し、全庁的な展開を図ったところでございます。

この自治体テレワークシステムは、全国455自治体が本市と同様に実証実験を行っており、令和3年度も引き続き、このテレワークシステムを活用してまいる予定でございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

そして2番目。自治体専用チャットについてというところで、業務の効率化、意思決定の迅速化を図ることができるというところで、これまでと違って、メール等々とは違ったところでスムーズに物事を進めていくことができるというメリットについて、認識をいたしました。

それを踏まえて、令和3年度の取り組みをされるというところですが、そのシステム、このチャットについての発展性といいますか、今後の方向性というのは、どのようなものかと。何かルール化しているとか、そういったものを何か検討されているのか、その点お聞きしたいなと思います。

続きまして、3番目。テレワークの取り組みにつきまして、テレワークのシステムを、454の自治体も導入して進めていくというところを認識いたしました。

このテレワーク自体は、ニュースもよく見えますけれども、やはりなかなかIT企業等であればスムーズにいくということは認識をしておりますけれども、なかなか対面での業務がある市役所等では、一定の限界があるのかなというところは認識をしております。

今後、コロナ禍の中で、市役所についてのテレワークについての今後の可能性について、どのように考えているのかと、そこを1点お聞きをしたいなと思います。

○野口博委員長

槇納参事。

○槇納総務部参事

それでは、質問番号2番、チャットツールの令和3年度の取り組み等についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度におきましては、今年度運用している課に対しての導入を進め、継続利用において効果を確認することができましたら、将来的には全職員への利用にも広げていきたいと考えております。このチャットツールは、令和3年2月現在、全国で550以上の自治体が利用されており、今後も利用する自治体が増加することが予想されます。このことから自治体間での情報のやり取りであったり、情報共有が活発に進むことになればよいかと考えております。なお、このチャットツールの利用に当たりまして、大阪府が共同調達を進めており、本市を含む24団体が利用する意向を示しております。このことからスケールメリットを生かすことで利用料が下がる見込みとなっております。

続きまして、質問番号3番、テレワークの可能性、展開等についてのご質問にお答えさせていた

できます。

テレワークシステムは感染症対策だけにとどまらず、業務継続性の観点から災害時において登庁が困難な状況となった場合や子育て、介護を担う者に対する柔軟な働き方を推進する観点からも有効であるものと考えます。今後テレワークを広げていくためには、情報の適切な取り扱い、保護といった情報セキュリティの対策を行うことと、各業務システムがテレワークを想定して構築されたものではないため、システムの更新時等に業務プロセスの見直しを行うことが必要であると考えられます。引き続き先進市の取り組み状況も参考にしながら調査と取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、2点目、自治体専用チャットについてと。将来的には全職員への普及ということも考えていると。また各自治体間の情報共有にもつなげていくというところ、大阪府内では24団体で大阪府が取り組むことにも参加の声を上げているということを理解いたしました。今、やはりお聞きする中で、情報共有というのが災害時とか様々な点で業務の効率化にも大きく役立つのかなと思います。そういった意味では、むしろこのツールを適切に使いこなすかどうかというのも一つ重要な焦点になってくると思います。その取り組みについて、情報政策課としてもルール決めなり、あるいはより効果的な取り組みを研究して、普及をしていただくように要望とさせていただきます。

続きまして、テレワークの取り組みにつきまして可能性があるなというところを理解いたしました。介護とかそういった、あるいは在宅勤務の充実、そしてまた子育て支援にもつながるもの、勤務の可能性を引き続き幅広く維持するものと、可能性を有するものと理解いたしました。

こちらについては、よりよい職場環境の充実に向けてしっかりと、そしてまた先ほど言われたようにルール決めがなかなかないところで、どのような形でのテレワークが望ましいのか、そういうところも各部等で令和2年度もしっかりと取り組まれるところ、あるいはなかなか取り組めないところもあると思います。そんな中で先ほど言われた介護とか、在宅勤務の充実の中で適切な在り方というのをしっかりと情報政策課の中で導き出して進めていただければなと思います。テレワークの可能性について、よく理解いたしました。

(総務部総務課)

○松本暁彦委員

続きまして、4番目。こちら予算概要38ページ、総務課のほうになります。基幹統計調査事業について。

こちらの基幹統計調査事業について、令和3年度に基幹統計調査が行われるということで、こちらは経済センサス活動調査とお聞きをしております。

この調査は、我が国の全作業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的に明らかにするということの情報整備を図るものと認識をしております。国勢調査に次ぐ、大規模な調査と

いうところですが、その調査の重要性、そして本市の調査体制、そしてその対象などをお聞かせください。

続きまして、5番目。これは補正予算書の23ページの寄附金でございます。この寄附金において、ふるさと納税が含まれるものと認識をしておりますけれども、昨年から使途選択制も始まっておりまして、それを踏まえて、ふるさと納税の現況、昨年等の比較も含めて教えていただきたいと思っております。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾総務課参事

質問番号4番。令和3年度に実施いたします基幹統計調査、経済センサス活動調査についてのご質問にお答えをいたします。

この調査は、全ての事業所、企業が対象の調査であり、この調査により、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態が明らかになります。この調査から得られる様々な情報は、行政施策などを通じて、全ての人の生活に還元することはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広く利用され、大規模な調査で極めて重要な調査でございます。

調査対象は、市内の全ての事業所及び企業が対象で、約5,000事業所を想定しております。

調査の内容につきましては、事業所の名称、所在地など基本組織に関すること、事業の内容、売上げ、設備投資など経営活動に関する調査をいたします。

調査体制につきましては、指導員4名、調査員54名、計58名を予定しており、調査対象事業所への調査票の配布や事業所の活動状況の確認をいたします。

以上でございます。

○野口博委員長

川本課長。

○川本総務課長

それでは、総務課に係りますご質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税の前年度との比較でございますが、使途選択制が実施されました令和2年度におきましては、件数にしまして19件、金額が合計307万円でございます。

前年度の令和元年度でございますが、件数は17件で、金額が合計362万円となっております。

前年度と比べて、件数は僅かに増加しておりますが、金額としましては減少している状況でございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、基幹統計調査事業について、経済センサスの取り組む内容、そしてまた体制ですね、指導員4名等々、58名で実施をしていくというところを理解いたしました。

この調査員が調査対象事業者、約5,000事業所に対して、訪問し調査票を配布するというこ

とですけれども、改めて新型コロナウイルス感染症対策と感染症予防など、どのように今講じられているのか、その点お聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、ふるさと納税について、5番目ですね。ふるさと納税ですけれども、件数は微増と、金額は昨年よりも下がっているというところを認識いたしました。

使途選択制が始まって、まだまだ周知がやはり私としても不十分だなと感じているところがございます。例えば市民の方からの、新型コロナウイルス感染症対策で寄附をしたいという話を聞いて、私として、新型コロナウイルス感染症対策で市長にお任せで使えるということをご紹介をさせていただいたということもございました。

このふるさと納税をしっかりと市民に、要はいろんな方々に周知をして、ふやしていくと。そういう努力についても必要かなと考えているところですが、所管課として、どのように考えているのか、課題等も含め、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾総務課参事

質問番号4番、2回目のご質問にお答えいたします。

経済センサス活用調査におけます新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、調査員へのマスクや手の消毒液の支給を行い、体調管理についてもしっかりと行っていただくようお願いいたします。また、調査票の配付方法は、できるだけ人との接触を避けるため、調査へのお願いや説明は可能な限りインターホン越しにお願いをします。調査票につきましては、郵便受けなどに入れての配付といたします。調査回答につきましても、インターネットを利用したネット回答や郵送での回答をお願いすることとしております。

以上です。

○野口博委員長

川本課長。

○川本総務課長

それでは、質問番号5番のふるさと納税の件でございます。

ふるさと納税の周知が不十分なのではというお問い合わせでございます。ふるさと納税につきましては、対象者が基本的には市外の方、市民の方もできるんですけれども、基本的には市外の方が対象ということでございますので、なかなか周知という面では限定されたものがございます。

ただ、そういった中でも、令和2年1月から市のホームページのトップページにおきまして、ふるさと寄附金のバナーを設置しまして、閲覧者がアクセスしやすいように工夫はしております。また、ふるさと納税の申し込みにつきましても、以前は窓口に来ての申し込みというのが多かったんですが、ホームページから直接メールフォームで申し込みができるように申し込み方法の利便性の向上を図っているところでございます。

今後といたしましては、使途選択制で選択された寄附金が令和3年度の予算からそれぞれの事業に充てられることとなります。今後は頂戴しました寄附金がどのような事業に使用されたかというのを公表しまして、寄附者に見える形にして、さらなる周知を図り、募集につなげてまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、4番目、統計調査につきまして調査員に対してしっかりと新型コロナウイルス感染症対策を促していくところを認識いたしました。やはり新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとしているということは、調査員にとってこの調査に協力するという大きな動機づけになると思いますので、当然直接的なところ、そして心理的なところも踏まえてしっかりと対応していただき、適正な調査を実施するように要望いたします。

続きまして、5番目、ふるさと納税につきまして、使途選択性でこれから寄附の見える化を図っていくんだというところを理解いたしました。使途選択性の寄附の見える化ということ、今回初めてということでのどのように見せるかというのをちょっと期待いたします。

また、このふるさと納税につきましては、総務省の方針転換も踏まえて、ぜひ次なるふるさと納税への一手も検討していただきたいなと考えております。これまでの過度な返礼品競争というものではなく、地場産業の育成等、そういったところがこれからメインになってくるというところで、泉佐野市も方針を変えて取り組んでいるというところを認識しております。それらを踏まえ、本市としてどのようなふるさと納税が発展性を見込めるのか、そこはそろそろ検討すべきかなというところで考えておりますので、これも要望とさせていただきます。

(総務部市民税課)

○松本暁彦委員

続きまして、6番目。こちらは市民税課のほうになります。

主要事業の18ページのほうに、所得課税証明書のコンビニ交付サービス追加についてと書かれております。この点もやはりコロナ禍でそういったコンビニ交付サービス等、市役所に来なくてもサービスを受けられるという1点でよりよいのかなと認識をしておりますけれども、改めて、この事業の概要並びにそのメリットについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

次に、7番目。これも同じく市民税課のところで主要事業の18ページのスマホ決済について。こちらにも特に新型コロナウイルス感染症の関係におきまして、スマホ決済が非常に世間一般的にも普及をしつつあるという認識をしております。その中で、よりよいメリットになるのかなと、市民サービス向上になるのかなと認識をしておりますが、改めてこの事業内容とメリットについてどのようなものか、お聞かせください。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは、市民税課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号6番。主要事業の18ページにございますコンビニ交付サービスに所得課税証明書を追加することにつきまして、その内容とメリットにつきましてご答弁申し上げます。

まず、このコンビニ交付のサービスと申しますのは、マイナンバーカードを利用して市民の方がコンビニ等においてキオスク端末で所得課税証明書を受け取っていただくという形のサービスとなります。

既にこちらのほうは住民票等でのサービスが開始されているものでございますが、市役所が閉庁となっているときでも利用していただけるサービスとして、先ほど委員からもございましたように、このコロナ禍におきまして、市役所までおいでいただくという必要もなく、即日交付で受け取るということが出来るサービスとなっております。

こちらは、令和3年度に導入をいたしますので、実際に交付の開始ができるのは、令和4年の2月頃と見込んでおります。所得課税証明書自体は年間で約1万件の発行と想定しております。その中で窓口等でなく、コンビニでの交付というのは、他市の例等をお聞きしましても、全体の1割弱というところまでかというお話でございましたので、実際には令和3年度は2か月ほどの交付開始月数ということになるので、約166件が交付される見込みと考えております。

市民の方のメリットといたしましては、先ほど申し上げましたように、市役所が閉庁であります土曜日、日曜日、祝日でありますとか、時間も朝午前6時半から午後11時までという時間で交付が可能となりますので、そのところにつきまして、今、郵送等で交付を請求される方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらはやはり時間がかかるものとなっておりますので、市民の方のメリットというのは、コンビニ等でのサービスが開始されると、かなり利便性の向上が図られると考えております。

次に、質問番号の7番。主要事業の18ページのスマートフォン決済サービスの導入につきまして、ご答弁申し上げます。

こちらは、市税収納の手法といたしまして、スマートフォン決済ができるような形を取り入れるということでございます。実際には、現在コンビニエンスストアで納付していただくことが可能な納付書にバーコードというのを印刷しておりますけれども、こちらはスマートフォン決済を利用して、そのアプリ等を利用した形でカメラにより読み取ることによって、納付することが可能となります。

税に関して対象としておりますのは、個人市・府民税の普通徴収と軽自動車税の種別割と、あと固定資産税・都市計画税で、金額が1件当たり30万円以下のものとなっております。

こちらにつきましては、やはりコロナ禍でわざわざ外に出かけて納付をしなくてもいいという、時間と場所を問わずに納付ができるという環境を整えないといけないという市民の方からのご意見というのも頂いておりましたので、その対応の必要も課題となっております。

市民の方にとっては、こういう形での納付環境が整備されたということで、一定市民の方のサービス向上に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、6番目と7番目については、しっかりと市民に対して、メリットがあるということ認識をいたしました。

これについては、もう要望とさせていただきますけれども、この交付サービスがいずれにしても、コンビニのほうでも利用できるということ。何ていいますか、市民サービスの提供がコンビニ

にも拡大されつつあるのかなという、まだまだいろいろあるかと思えますけれども、何かそういう方向性があるのかなと思いました。

いずれにしても、市役所に来る必要性がなくなってくる。コンビニ等で一通り所要が済んでいくという方向に今なっているのかなというところを感じております。そうなれば、市民の方にとっても当然便利にもなりますし、そういった市民サービス向上に向けて、昔は郵便局が市役所の代わりにいろいろと手続をされたということも認識をしております。それが一つコンビニであれば、まさに各地域にございますので、そこと連携して様々に進めていくことはよいのかなと思っておりますので、そういった視点を持って、引き続き実施をしていただければと思います。これは要望とさせていただきます。

(総務部固定資産税課)

○松本暁彦委員

続きまして、8番目。こちら固定資産税課のほうになります。

予算概要の200ページを見ますと、固定資産税というのはコロナ禍においても、非常に重要な財源だというふうに認識をしております。本年度の財政においても、昨年におかれても、歳入に占める割合が高いものとなります。この税の確保というのは非常に重要な取り組みと認識をしております。その上で、令和3年度というのは、評価替えの年と認識をしておりますけれども、地価の動向というものはどうなっているのか、その点をお聞かせください。

○野口博委員長

藤原課長。

○藤原固定資産税課長

それでは、質問番号8番。固定資産税課におけます令和3年度評価替えにおける市内の地価動向について、ご答弁させていただきます。

固定資産の評価の基礎となる標準地につきましては、市内に110ポイントございます。評価替えの価格基準日であります令和2年1月1日時点の価格につきましては、3年前である平成29年1月1日時点と比べまして、市内では110地点中64地点におきまして、価格が上昇しております。30地点におきまして、3年前と同価格、16地点におきまして、価格が下落となっております。

なお、評価替えの価格基準日であります令和2年1月1日におきましては、まだコロナ禍の影響が出ていない時期であり、3年前と比較して地価が上昇している地点が多くなっております。

令和3年度の地価公示価格が3月20日頃に発表される予定となっておりますが、市内の地価公示におきましては、大多数の地点におきまして、横ばいまたは下落に転じると現在聞いているような状況でございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、8番目、固定資産税について。一部本市としても地価の上昇があるというところで認識をいたしました。しかしながら、コロナ禍の状況もごございます。令和3年度の土地の税額が上昇する場合は、令和2年度の税額に据え置くと聞いておりますけれども、そういった1回目で確認した市内での標準値の地価動向というのが、この税額据置きにどの程度影響するのか。その点、額、あるいは土地などどのようなものかお聞きをしたいと思います。

○野口博委員長

藤原課長。

○藤原固定資産税課長

それでは、質問番号8番、市内の地価の動向が今回の令和3年度評価替えにおいて、土地の税額が上昇する場合にどのような影響をもたらすかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の評価替えに伴う地価の上昇により、税額が上昇する土地の筆数につきましては、現在、最終集計中ではございますが、約1万3,000筆となっております。税額につきましては、固定資産税、都市計画税合わせて約900万円程度の減収になると推計しているところでございます。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、8番目の固定資産税課につきまして、令和3年度の土地の税額上昇分、コロナ禍の影響も踏まえて令和2年度の税額に据え置くというところで900万円の減収というところを認識いたしました。これにつきましては、やはりコロナ禍の関係、全体の経済の流れの中でやむを得ないところと認識をしております。

しかしながら、固定資産税が本市の税収の根幹であるということは認識をしております。ぜひこの点は適切に実施されますよう、要望とさせていただきます。

(総務部資産活用課)

○松本暁彦委員

続きまして、9番目。こちらは資産活用課のほうになります。

予算概要16ページの市立集会所管理委託料。こちらにつきましては、委託料の増額と認識をしております。なぜその増額になったのか、その経緯と、増額をした効果について、どのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、10番目。予算概要の18ページ、公共建築物構造躯体劣化調査委託料です。

こちら新規事業というところで、FM推進計画を策定された上で、さらに推進していくものと認識をしておりますけれども、こちらの委託料の中身、事業内容について、どのようなものか、お聞かせください。

○野口博委員長

池上参事。

○池上総務部参事

それでは、資産活用課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、集会所管理委託の件でございますけれども、委託料の増額の経過、またその効果はということでございますけれども、集会所の管理委託料につきましては、光熱水費、電気・ガス・水道に係る基本料金を基礎に算定しておりまして、現在の委託料は、年額3万8,000円で、平成19年度に改定した後、据置きとなっております。その後、消費税率の改定等もあり、基本料金そのものが上がっていることから、来年度、つまり令和3年度から3,000円引き上げまして、4万1,000円とするものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、換気などを推奨しているため、電気料金の増額や集会所用のシールドなど、そういった備品関係の購入、また従来にない除菌清掃等、管理の負担もふえていることに鑑みまして、令和3年度に限りまして、特別管理委託料として1万円を上積みいたしまして、5万1,000円とするものでございます。

あと効果ということですが、この分につきましては、目に見える部分というのは申し上げにくいんですけども、今と同様に、気持ちよく、しっかりと管理いただけるものと期待しております。

続きまして、FM推進事業、躯体劣化調査委託料についてでございますけれども、この躯体劣化調査につきましては、私ども初めて取り組むものでございます。

まず、構造躯体劣化調査とはどういうことを申し上げておきますと、躯体とは、構成する柱やはり、壁、床、基礎等の骨組みのことをいいまして、それら構造物の耐久性や構造的な体力が長期使用にどれだけ耐え得る状態なのかを調査・分析することです。

来年度につきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、第1次再編の検討対象施設としてピックアップしております、三宅柳田小学校の普通教室棟、特別教室棟と管理棟の3棟を対象に、中身としましては、コア調査、1棟で3か所抜いて、強度や中性化、かぶり厚さなど、専門的なこととなりますけれども、そういった調査を行いまして、耐久性や構造的な体力が、先ほど言いましたように、長期使用にどれだけ耐え得る状態なのかということ調査・分析をするものでございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、9番目、市立集会所管理事業の委託料増額の内容と経緯については理解をいたしました。電気料と新型コロナウイルス感染症対策で今年度限りで増額というところかと思えます。まずは市立集会所というのは、地域の方々が運用して管理していただいているというところですが、FMでもありましたこの集会所については今後も長期継続して使用していくものと認識をしております。そのためには、まさに施設の損傷などに対して、早期発見、早期処置が非常に重要になってくると考えます。その点、管理と市との連携などについてどう考えているのか、その点お聞かせください。

続きまして、10番目につきましては、躯体劣化調査委託料については、FMの計画に基づい

て、まずこの三宅柳田小学校の3棟を調査すると、長期の使用に耐えるかどうかを確認するということを認識しました。その調査を踏まえて、三宅柳田小学校は今後どのように検討されるのか、今後の方向性ですね、そこについて流れをお聞かせください。

○野口博委員長

池上参事。

○池上総務部参事

それでは、資産活用課に係ります2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず市立集会所の維持補修に関し、不具合の早期発見と処置ということでございますけれども、市内に50か所ある市立集会所のほとんどは、耐用年数が過ぎておりました、老朽化も進んできております。集会所におきましても当然ながら他の公共施設同様、適切に維持管理し、長く安全に使用できるよう日々努めておるところでございます。集会所の日々の管理につきましては、地元自治会を中心としました運営委員会に委託をしております、集会所の状態をよく把握していただいております。軽微な修繕であれば、管理者で対応していただいておりますけれども、不具合箇所等を発見された場合には、管理者から資産活用課に連絡をいただきまして、担当が現地を確認し、対応しているところでございます。

今後におきましても、常に管理者と連携しまして、不具合箇所が発見された場合にはできるだけ早く対応し、常に施設を安全に保ちまして、安心して活用いただけるように努めてまいります。

続きまして、FMに関してですけれども、劣化度の調査を踏まえて、今後の取り組み、方向性ということでございますけれども、この調査の結果、躯体の状況に応じて今後5年間でどのように長寿命化を図っていくのか、また長寿命化のための大規模改修に合わせて周辺施設も含めまして、今後の人口動態や利用需要を踏まえまして、地域の拠点となります学校施設等をいかに活用できるのか、そのためにはどのような改修が必要なのかということなどを今後検討し、そして個別の施設計画のほうへ反映していくという予定にしております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして9番目、集会所につきまして、管理者等々と連携して、長期継続に備えてやっていくというところは認識をいたしました。やはり集会所は公共施設でありながらも、集会所についてもずっと委員会で議論されています安全性確保の重要性等々がございます。財政上の問題等、非常に複雑な課題であると認識をしております。その中でやはり大切なのは安全管理かなと認識をしております。使う方が安心して使える、それをどう維持をしていくのか、この集会所についてはしっかりと引き続き検討していただきたいなというところをこれは要望とさせていただきます。

続きまして10番目、公共建築物構造物躯体調査のところ、調査内容を活用して、今後改修していくか等々検討していくと、所管課と連携するところを認識いたしました。

FM推進に当たって、これが毎年のようにいろいろと出てくると認識をしております。それを踏まえて、先ほど言った市の財政等々も関係するところだと思います。ぜひFM推進計画を作成され、それを具体化に向けての第一歩というところで期待をしておりますので、適正な運営、そしてよりよい形での長期継続、そして財政も踏まえたよりよい形での公共施設の維持、そして集約等も取り組んでいただければと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

(総務部防災危機管課)

○松本暁彦委員

続きまして、11番目。防災危機管理課に当たるところで、予算概要の22ページ、防犯カメラ設置事業です。

この事業につきましては、我が会派としても要望しており、増設等について評価をいたします。そこで、20台の増設ということですが、具体的な設置について、警察とどのように協議をされているのか、どのようなものか、その点をお聞かせください。

続きまして、12番目。予算概要102ページ、防災訓練事業です。

こちら形式な防災演習からより実践的な防災訓練に変更されるということは認識しておりますけれども、この防災訓練の事業内容と進め方について、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、13番目。こちらは主要事業一覧の6ページに記載されております、地域防災計画の修正。予算概要にも記載はされております。こちらの地域防災計画の修正については、具体的にどこをどのように修正をしていくのか、そのお考えをお聞かせください。

続きまして、14番目。予算概要104ページ、防災ブックについてです。

代表質問等でもお聞きをしておりましたが、こちらは自助強化を後押しするものと認識をしております。評価いたします。

しかしながら、自助強化をするということで情報提供だけにとどまらず、平素からの避難準備あるいは実際の有事での避難の迅速行動を促す工夫、行動を促すところもしっかりと意識づける必要もあると思いますけれども、その点どのように考えているのか、その工夫について必要と考えますけれども、見解についてお伺いしたいと思います。

続きまして、15番目。同じく予算概要の104ページの防災士取得費用助成金についてというところで、こちらについては、取得するにはもう防災サポーターになることが求められると思うということです。この防災サポーターについて、昨年、一昨年とされている中で、今後の取り組みについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災危機管理課長

では、防災危機管理課に関します5点のご質問にお答えいたします。

まず、11番目でございます。防犯カメラを20台増設いたしますけれども、警察とどのような協議内容なのかというお問い合わせでございます。

まず、防犯カメラ。これはもう街頭犯罪防止であったり、犯罪後の速やかな事件解決に向けてでありますので、やはり人が集まる場所、交通量が多いところ、このあたりのリストアップ作業から入ります。このあたりは、事件性も絡んでのピックアップになりますので、主に警察サイドがリストアップされてまいります。それを受けまして、我々のほうもお話に入らせていただいて、協議という中で具体的にどこにカメラを設置するのか、ここには信号柱があるのかないのか、その柱の同意が取れるのかどうか、このあたりも協議の中身の具体的なところになってまいります。

以上でございます。

続きまして、質問番号12番でございます。総合防災演習から防災訓練に変わったということで、この具体的な防災訓練の中身と進め方というお問い合わせでございます。

ポイントとしまして、二つあると考えております。まず一つ目は、実際の災害のときに防災力向上に直結する実働的な訓練、これを我々はやりたいと考えております。また二つ目は、公助にも限界がございますため、自助と共助の強化が欠かせません。このあたりに軸足を置いた訓練をしたいと考えております。

この後、この二つのポイントを検討した結果、やはり自然災害発災後に最も大切で市民の皆様にもご協力いただくものとしては、避難所の運営がまず上がってくると考えました。

そこで、防災サポーターの皆さんや自主防災組織の役員の皆様にもご参加いただいて、実際の避難所運営を疑似体験いただけるような、そういう訓練を企画してまいりたいと考えております。続きまして、13番目のお問い合わせでございます。地域防災計画について、具体的にどう修正するのかというお問い合わせでございます。

現在の地域防災計画は、令和2年4月に改訂いたしましたものなんですけれども、その後、いろいろ社会環境が変わってまいりました。具体的には、新型コロナウイルス感染症であったり、また大阪府の管理される河川のハザードマップ、これも見直しがかけております。このあたりを反映するのが具体的な中身になってまいります。

具体的には、コロナ禍を踏まえた避難所の収容人数の変更でありましたり、また、分散避難、それから安威川、大正川の河川のハザードマップ、二百年に一度から千年に一度の確率に修正されました。このあたりの受け込みし、修正作業が主立ったところになってまいります。

続きまして、14番でございます。新規事業の防災ブック。この工夫や分かりやすさというお問い合わせございました。

まず、この防災ブックの目的なんですけれども、災害時に市民の皆様が迅速に正しく避難行動をすぐ取っていただける。これを後押しすることが最大の目的でございます。

具体的なこのブックの中身といたしましては、新しく緊急避難場所として設定させていただいた、民間の事業所様も加えた摂津市内の避難所のリストでありましたり、SOS避難メソッドの柱であります分散避難の考え方、また非常時の持ち出し品、このあたりが内容の中心的なものになってまいります。

あと工夫であったり、見やすさ、分かりやすさというところは、この内容を踏まえまして、実際のレイアウトについて、子どもからお年寄りの皆さんまで見てもすぐ分かるようなレイアウトであったり、分かりやすさであったり、イラストを多用するであったり、そのあたり同じ内容を伝えるにも、やっぱり見栄え、見た目というのは非常に大事だと考えております。このあたりは大いに工夫したいと考えております。

最後に、15番目でございます。防災サポーターの今後の展開、展望ということでございます。この防災サポーター制度、令和元年度からスタートした制度でございます。計画では毎年30名程度の防災サポーターを育成したいと考えております。令和元年度から令和3年度までの3年間で毎年30人ですので、大体90名程度の防災サポーターを育成したい、そういう目標で当初に計画しておりました。

ただ、災害時には我々行政の力に限界がございますし、地域防災の核となる防災サポーターの皆様にご期待する役割というのは、非常に大きいものでございます。

このあたりも踏まえまして、防災サポーター制度の今後の展開につきましては、計画の最終年度であります令和3年度、この間にしっかりと今後の方向性も決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、11番目、防犯カメラ設置事業です。これについては、警察のほうピックアップをして、市と協議をしているということの認識をいたしました。これについて警察サイドでピックアップしている20か所について、全て設置をできるものか、できる、できない等いろいろ課題等があるんですけども、その点についてどのような課題等があればお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、12番目の防災訓練のところです。こちらについては、防災力に直結するものとして、自助・共助の強化を軸に避難所運営の疑似体験等を実施されるというところを理解をいたしました。これについては、要望とさせていただきます。ぜひ、まずは防災訓練、自助・共助と、そしてまた公助の強化にもつながるように、ぜひ連携をさせていただきたいなと。やはり防災訓練の発展性もやはり検討すべきかなと。まずは、今年やって、将来的には災害対策本部訓練と、避難所訓練、そして他機関との連携なども入れた相互防災訓練なりを隔年なり、実施することもよいのではないかと考えておりますので、その発展性もぜひ踏まえて実施をしていただくように要望とさせていただきます。

続きまして、地域防災計画の修正について。こちらについてはSOS避難メソッドと、あるいは新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正をしていくということを認識いたしました。地域防災計画と併せて防災危機管理課として、業務継続計画であるBCPをしっかりとやっていくと認識をしております。このBCPと次期防災計画をどう連動させていくのか、その点お考えをお聞かせいただきたい。

続きまして、14番目、防災ブックについて。こちらについては、しっかりと見栄え等も考えてやっていくと。SOS避難メソッドも取り入れていくということは理解をいたしました。ぜひ、避難の実践的行動を伸ばす工夫をしていただければと思います。

そこでまた1点確認ですけれども、やはり中身については、内容の精査というのは重要ななと思っております。情報量が多過ぎると、更新もやはり難しくなると。年数とともに、いろいろ情報内容は経過をしていくものと考えております。

防災ブックについては、今年のみなのか、それとも定期的に更新をしていくのか、その考え方、そしてあと併せて防災ブック、全戸に配布ということですのでけれども、やはり活用方法、防災サポーターの講習で使ったりとか、様々な活用をして認知あるいは周知を図っていくところも必要だと思いますけれども、その点どう考えているのか、お聞かせください。

続きまして、15番目、防災サポーターの取り組みについてということで、令和3年度で一旦3年間の取り組みを終了して、今後検討していくということを理解いたしました。そもそも防災サポーターにつきましては、地域の防災リーダーとして実施をするということですのでけれども、やはり地域の防災リーダーである限りは、やはり各地域に満遍なくいるということが求められるかなと思っております。また、併せて持続可能であるということ、やはり災害がいつ起こるか分からないというように、継続的に続けていく。やはりこれが市民主体ではなかなか継続性に難があるということなので一定市として制度を整えて、いわゆる継続を担保していくということで防災サポーターということを知っておりますけれども、この点、まず言ってみれば地域へのアプローチをどうされるのかと、防災サポーターの今後の考え方、今お答えできる範囲で結構ですので、そこはざっくりと教えていただければなと思います。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災危機管理課長

防災危機管理課に關します2回目のご質問にお答えいたします。

まず11番でございます。防犯カメラ設置に当たりどのような課題があるのかというお問い合わせでございますが、具体的に防犯カメラを設置する候補地、これについて一つ一つ現場を確認いたしまして、防犯カメラをどのあたりに設置するか、どういう信号柱につけるかなどを探しまして警察への行政財産使用許可の進捗を進めてまいります。また、底地の土地が大阪府の道路の場合は、道路占用の使用許可などの進捗も併せて進めてまいります。この際に、ごくまれなんですけれども現地調査した結果、防犯カメラをつけるに適したような信号柱などが見当たらない場合というのもやっぱりごくまれにございます。また、防犯カメラを取り付ける信号柱がかなり経年劣化が進んでいまして、この信号柱を取り替えますよという形で警察がおっしゃいまして、防犯カメラをすぐにはつけられないというケースもごくまれにございます。このあたりが課題と言え、課題でございます。

続きまして、質問番号13番でございます。地域防災計画と業務継続計画、つまりBCPとの連動関係ということでございます。

まず地域防災計画なんですけれども、これは災害時の対応を網羅的に集約したものでございます。一方でBCPは災害発生時における対応業務、すなわち通常業務の中で災害時でも絶対に中断できないもの、それから災害対応の中でも緊急を要するもの、これらをリストアップいたしまして、優先順位づけや執行体制を取りまとめたものがBCPでございます。このように地域防災計画を受けてBCPが執行体制を整えている。こういう形で連動関係というよりも直結に近いような関係が見られます。

続きまして、14番でございます。防災ブックについて、今後どのような場面で、どういう形で防災ブックを活用するのかというお問い合わせでございました。この防災ブックは避難行動の手引書となるものでございますので、全戸配布させていただきます。また、出前講座や自主防災訓練などで我々が地域の中に入って、地域の皆さんと触れ合うときには、必ず防災ブックを活用して避難行動であったり、啓発に努めてまいりたいと考えております。

あと、お問い合わせの令和3年度だけなのか、これから毎年全戸配布を続けていくのかというお問い合わせなんですけれども、このあたりは令和4年度以降、予算の話もございますので、なかなかこの場で私からはっきり申し上げられませんが、ただ、防災危機管理課として願うのは、必ずおうちの中にこれはずっと置いておいていただきたいということです。毎年発行が難しくても令和3年度に発行したものはずっとおうちで置いていただけるように、そのあたり表現であったり、表紙であったり工夫してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号15番でございます。防災サポーター、各地域によって若干ばらつきが見られるのではないかとというご質問でございます。

委員がおっしゃるように、確かに防災サポーターについては、地域別で見ますと安威川以南で少し防災サポーターの人数がやや少ない傾向が見られます。防災サポーターは地域防災の要でありますし、自助、共助の推進役でございます。このため、地域にばらつきが見られることなく均等におられるというのが非常に望ましいと考えておりますので、令和3年度の防災サポーター募集に関し

ましては、数が少ない地域には重点的に、積極的にお声がけをしてまいり所存でございます。

今後の展開や考え方ということなんですけれども、一番望ましいのは防災サポーターについて、市の手を離れて独自に皆さん、地域のために活動される、それが継続して続くというのが一番理想的な形でございます。とはいっても、この制度、令和元年度から始まった制度でございますので、なかなかそこまで定着は正直なところ、まだ今の段階では定着していないと判断しております。

今後、長い時間はかかりますけれども、やはり自分たちの地域は自分たちで守るという理念が市民の中に浸透いたしまして、この防災サポーターが地域の中でずっと継続して安定的に活躍していただける、そういうことを後押ししてまいりたいと考えております。

以上です。

○松本暁彦委員

11番目の防犯カメラ設置事業につきましては、防犯カメラが設置できない箇所もあり得る、そういうことが課題ということは認識をいたしました。その点につきましても、ぜひしっかりと警察と協議、連携して円滑にやっていただきたいなと思います。防犯カメラにつきましては、吹田市の千里山の拳銃強奪事件の中で、複数の防犯カメラに映った犯人の映像から、最終的に箕面市の山のほうで捕まえたというところ、その防犯カメラの効果というのは認識をしております。当然、一定のルート、追跡調査をするに当たって、各地点での防犯カメラの重要性というのは理解をしております。そういったところで抜けがないようにしっかりと市としても警察と協力して取り組んでいただきたいなというところで要望とさせていただきます。

続きまして、地域防災計画の修正についてですけれども、業務継続計画、つまりBCPと地域防災計画の連動といいますか、直結するということを考えていると。業務継続計画であるBCPはこれから策定をされるということを確認しておりますけれども、地域防災計画と直結というところで地域防災計画の修正と併せてやはりBCPは今後どう作成していくのか、そのところもしっかりと考えていく必要があるのかなと思います。やはり災害時に市がスムーズに復興業務、そして救助、救援活動、そして広域連携を行うに当たって、業務継続計画が非常に重要になってくると思います。市民の安全・安心のために、この地域防災計画の適切な修正をしっかりとされるように要望とさせていただきます。

そして防災ブックの活用につきましては、いろいろと検討していく、活用するというところを認識いたしました。やはり配るだけではなく、いかに活用してもらうか、そういうところにも目線を向けていただきたいなど。自助の強化のために市民の方々が実際に広域避難でもそうですけれども、動いていただくということが非常に肝となつてまいります。そのためには防災ブックを活用することが、一つの手法として取り組んでいただきたいなと思います。

そしてまた、更新につきましても情報の陳腐化というのもこの安全・安心のまちづくりに非常に重要になってくるのかなと。やはり避難所でも水害時、例えば1,000年に一度の豪雨災害によって避難所が浸水をしてしまうんだと。そういった想定がやっぱり年々変わってきています。東日本大震災でも、もともと避難所に指定されていたところが津波に飲み込まれてしまったというような事例もあります。やはりその時々状況によって情報は変わっていくというところなので、情報の更新ということをしかりと認識された上での防災ブックの配布、そして今後の方向性ということをしかりと考えていただきたいなということで、これは要望とさせていただきます。

続きまして、防災サポーターにつきましては、将来的には手を離していくということのご答弁

でした。しかしながら、私は手を離すというのは正直難しいのかなと思っております。

以前も本委員会で取り上げさせていただきましたけれども、防災サポーターを取り上げた最初の私の質問の中で宮古市の事例、自治会に必ず一人は防災士の資格を取得させている取り組み、そしてまた仙台市の防災リーダー制度として地区の町内会に5名を必ずつけていくというところをやっていく。結局なぜかという、行政として継続を担保するために一定の働きかけが必要であるということが被災地での認識ということ、その人がいなくなってしまうたらその連動が失われてしまう。それを行政としては非常に難しい問題、それを解決するのがいわゆる防災リーダーとしての形であるということだと認識をしております。言うなれば、市民、消防団、消防等々はしっかりと継続、維持管理をしていく。そしてまた避難所運営、防災サポーターが市の避難所運営のサポーターとしてやっぱり位置づけをするのであれば、やはりそこは市が一定の担保を継続していく必要性がある。その中で防災サポーターの活用というのは比較的費用が少なく済むというので、やはり費用がかかると継続性が困難になるというところを認識しています。費用が少なく済むということは事業の継続性が担保されるというところと認識しております。

そしてまた、まさに仙台市のように、地域に最低一人は確保していくというところ、仙台市にお聞きますと、500名、これが限界だということで、それはやはり仙台市の規模的にというところだと思います。摂津市においては一定地域で自主防災組織に二人要れば一定の担保が取れる。そうすることによって、継続することができ、信頼性が生まれ、そしていずれは、いわゆる避難所の鍵とかのそういったところを委託することができていく。やはりそうすることによって、市の負担を減らして市役所としてはしっかりと自分たちの業務、復興業務の迅速な対応に邁進していくというところ、その地域全体として取り組んでいくためにどうあるべきかというところを考えていかなければならない。その点を踏まえ、防災サポーターはどうあるべきかというのをいま一度しっかりと検討していただきたいというところを要望とさせていただきます。

(建設部建築課)

○松本暁彦委員

続きまして、建築課のほうに行きます。

予算概要の92ページの狭隘道路整備事業。こちらについては、新制度ということで、代表質問でもいろいろとお聞きをしております。それを踏まえて、改めてその現行制度と新制度の違いなどについて、その効果等も含めてお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、16番目のお問いにお答えいたします。

狭隘道路整備事業、この現行制度と新制度の違い、それと新制度のメリットはということのお問いであったかと思いますが、現行制度のほうの課題といたしまして、市内に多く存在する狭隘道路

は、円滑な通行に支障を来し、災害時の避難路、緊急車両の通行阻害の要因など、被害リスクを高め、また、一定規模の開発行為が制限を受けるとともに、ミニ開発による行き止まりの多い住宅市街地が形成されやすい要因となっております。

これまで、本市では平成20年度から狭隘道路拡幅整備に対しまして、助成支援をしてまいりました。ただ、この支援制度につきましては、個人の宅地の建築確認申請時の自宅の前でのものに限っての支援ということでさせていただいています。

今般、制度見直しの中で、市内では南千里丘、健都のまちづくりをはじめ、今後、阪急京都線連続立体交差事業、千里丘駅西地区の再開発、あと十三高槻線など都市基盤整備事業、これらの進捗が見られておりますので、これらの周辺エリアでは住宅の開発需要も高まってきております。このため、こうした機会を捉えまして、狭隘道路解消により実効性のある新たな支援制度へ見直しを行ったところでございます。

制度の違いの部分では、大きく3点ございます。まず、1点目は、助成エリアの特定といたしまして、現行制度では市内全域で個人の居宅の前面道路であったところを、新制度では重点整備地区を特定し、この3地区のエリア内に限る形での内容でございます。

次に、2点目でございますが、助成対象の拡大でございます。地区内の重点整備路線は、開発区域や宅地の前面以外、開発区域から幹線道路までに至る狭隘道路へ対象を拡大いたしております。最後に、3点目でございますが、助成内容の拡充でございます。従来の助成内容に加えまして、用地取得費や工作物の撤去費なども対象に拡充をいたしております。

最後に、新制度のメリットにつきましては、開発行為に伴います必要となる道路整備のうち、重点整備地区全体に公共・公益性が高まる効果を及ぼすと、寄与するとされる拡幅整備に限定することで、効率的、効果的に狭隘道路の課題解消と併せて潜在的な住宅需要、これの掘り起こし、新たな土地利用への転換と誘導を図りまして、都市整備事業の周辺部での地域活性化につなげていくということがございます。

さらに財源といたしまして、新たに国庫補助制度を活用いたすとともに、民間事業者とのヒアリングを行い、従来から開発上の課題であった用地取得費等への行政の支援拡充について、よりよいインセンティブを与え、実効性の高くなるような制度設計といたしております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、16番目、狭隘道路整備事業について。現行制度と新制度の違い。そしてまた効果について丁寧に説明をしていただきました。潜在的な土地利用への需要、誘導も促すということで、非常に高い効果というのを期待されるのかなと思います。そこでこのようにしっかりとした非常によい制度と認識をいたしました。

改めて周知、やはりこれは多くの方々に知ってもらうこと、特に関係者、事業者等に知ってもらう活用してもらうということが必要になってくると思います。そういった周知についてどのように進めていくのか、その点お聞かせをいただきたいなと思います。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、16番目、建築課に関わります2回目のご質問にお答えいたします。

狹隘道路整備事業の制度周知ということで、委員がお示しのとおり、本制度につきましては、開発事業に関係する方々に広く認知を高めていただくということがとても重要な要素になってまいります。我々のほうといたしましては、今後4月からの制度運用開始がございますので、4月の広報誌、それからホームページ等を初め、不動産に関わる団体、建設業であったりとか、土地取引に関わるような、そのような関係する団体に対しまして、新しい制度周知を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、16番目、狹隘道路整備事業につきまして、新制度の周知をしっかりとしていくところを認識いたしました。ぜひこれはエリアを決められるということはこの時期がやはり開発事業に取り組むチャンスだということを認識しております。だからこそ、この時期に皆さんに知っていただき、取り組んでいただくように、その努力が必要かと思えます。ぜひしっかりと進めるように要望とさせていただきます。

(建設部水みどり課)

○松本暁彦委員

続きまして、17番目。水みどり課のほうに移ります。

予算概要94ページの電気機関車等公開事業についてですけれども、例えば今年の6月の私の一般質問で、でっかな野望プロジェクトの取り組み等と連携していくとされている中で、委員会の中でもシティプロモーションと連携することで、価値向上をしていくことについて提言をしており、その具体化ということで高く評価をいたします。改めて、新幹線公園の新たな取り組みについては、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、18番目。予算概要の94ページの公園遊具補修事業についてというところで、こちらについて、昨年から未就学児用遊具を強化していく上で、バケット型ブランコの設置をしていただいております。それを踏まえて、令和3年度、改めてどのように進めていくのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいなと思えます。

続きまして、19番目。予算概要88ページの水位計設置工事についてですけれども、こちらの現在の進捗状況と併せて令和3年度の取り組みについて、どのようなものか、お聞かせください。

そして、また同じく予算概要88ページの味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事について。この点、経緯とその中身についてお聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、水みどり課に関する四つのご質問について、お答えいたします。

まず、17番目のお問い合わせであります新幹線公園の取り組みについて、お答えいたします。

新幹線公園は、新幹線車両並びに電気機関車の内部公開を3月から5月は毎週日曜日、それ以外の月は第2と第4の日曜日及びこどもの日に公開しております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公開中止を余儀なくされる期間もございましたが、公開中止の再開後には、府外からも多くの方々が来園され、好評を得たことから、毎週公開にしたところ、夏場であっても例年の3倍以上ものの方々に来園いただいております。

このことから、令和3年度より内部公開を毎週開催にし、検温や消毒作業など受付体制の強化のため、受付の人員を2名から1名増の3名にしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、隣接事業者であるJR貨物へ電気を分けていただくための協議を重ねた結果、ご協力により、電気設備を設置することが可能になりました。

これにより、感染防止対策としまして、サーキュレーターなどによる換気対策を十分行うとともに、利便性、快適性のさらなる向上を目指した環境整備に取り組んでまいります。

続きまして、18番目の未就学児用遊具の令和3年度の進め方について、お答えいたします。未就学児用遊具としてのバケット型ブランコにつきましては、令和元年度に市場池公園のブランコの取り替えに伴い、1台設置しております。このバケット型ブランコは、保護者の方からも安心して子どもを遊ばせることができると、好評を得ていますことから、令和2年度においては、神崎川緑地公園とふるさと公園の2公園でブランコの取り替えに併せて、設置を進めており、3月末までに完成する予定となっております。

また、バケット型ブランコ以外の遊具といたしまして、摩擦抵抗が少なく、緩やかな角度でもスムーズに滑ることができ、安全に楽しめる滑り台の設置を庄屋公園で進めており、これにつきましても、3月末までに完成する予定となっております。

令和3年度におきましては、安威川以北の地域で未就学児の利用が多い公園を対象に、子どもたちが楽しんで遊べ、保護者の方々に安心していただける遊具を選定し、公園遊具の点検結果に基づく遊具の取り替えに併せて、設置を進めてまいります。

19番目の水位計設置の進捗と令和3年度の取り組みについて、お答えいたします。

近年の降雨は局所化、激甚化しており、本市では市内水路の排水流下先にある番田水門の閉門による影響を大きく受けることから、水位計の設置を進めることにより、遠隔監視による水位監視を強化し、水位データを収集分析することで今後の大雨や台風時の水防活動に迅速、的確に対応してまいりたいと考えております。

水位計の設置は、令和2年度より事業化し、令和6年度末までにポンプ場や取水口ゲートなどの雨水排水施設23か所に設置を予定しております。

令和2年度におきましては、鳥飼地域の三ツ樋ポンプ場をはじめ、計5か所の設置は完了しております。既に水路水位の遠隔監視の運用が可能となっております。

令和3年度におきましては、鳥飼地域の鳥飼上ポンプ場をはじめ計5か所に設置を予定しております。

20番目の問いでございます、味舌ポンプ場の電気更新工事の経緯と経過についてお答えいたします。

味舌ポンプ場水路系施設は、昭和43年に設置され、味舌水路に流れる農業用水及び雨水を安威川へ強制排水させるための施設であり、現在、大阪府に委託し、稼働しております。近年では、平成27年度よりポンプ並びにエンジンなどの駆動設備の大規模な修繕や更新を行ってきたところでもあります。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、電気機関車等公開事業について。こちらにつきまして、電気設備を整えたというところ、そしてまた、公表も踏まえて受付人員を3名にしていくなど、新型コロナウイルス感染症対策もしっかりとしていくというところを理解いたしました。環境整備について評価をいたします。

その環境整備を踏まえた上で、令和3年度、メリットあるいは効果についてはどのように期待をしているのかなど、その点確認をしたいのと、併せて明和池公園などのそういった他の公園などについても、このような新幹線公園のようなよりよい取り組みが必要かなと思います。そこで他の公園などについても同様の考え方はないのか、その点ざっくりでいいのでお聞かせいただければと思います。

続きまして18番目、公園遊具補修事業につきまして、バケット型ブランコ、あるいは未就学児が利用できる場所をしっかりと狙って取り組んでいくというところで理解をいたしました。

こちらについては、評価をいたします。市民の方から摂津市内の公園については未就学児の親子で遊べる遊具が少ないという要望も受けておりましたので、進めていただけることを高く評価いたします。当然、今の子どもたちが遊ぶ環境もいわゆる就学児の子どもたちも当然楽しめる環境、あるいは高齢者の健康器具等も必要だと思いますので、バランスを取りつつ、しっかりそこは進めていただくように、こちらは要望とさせていただきます。

続きまして19番目、水位計設置工事につきまして、内容については理解をいたしました。遠隔監視の運用がそれぞれ実施することができ、それをさらにふやしていくということで、職員の有事の際の安全確保、そして人員の省略可、業務の効率化を図るものと認識をいたしました。しっかりと進めていただければと思います。19番目は以上です。

そして次が20番目、味舌ポンプ場の電気更新工事の経過と経緯についてというところで、こちらの味舌ポンプ場はもともと摂津市の施設ということで、大阪府に委託し、今稼働しているというところで、ポンプ等大規模設備更新は市でやっていくというところを理解いたしました。

こちらについては、引き続きしっかりとやっていただけるように、3台あるポンプの稼働、あるいは施設の維持管理に必要な電気整備更新についてしっかりと更新をしていただければと思います。これについては、維持をしっかりとやっていただくように要望して終わります。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、17番目の2回目のご質問にお答えいたします。

公園内に電気設備が設置されることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての換気対策はもとより夏場の熱中症対策としまして、屋外扇風機や自動販売機の設置が可能となり、より安全に安心して来園していただけるようにしてまいります。

また電気が利用できるようになることから園内、車両内でのイベントや施設改善などのにぎわい創出についても検討してまいります。

新幹線公園を踏まえ、明和池公園を初めとするその他の公園を含めたさらなる魅力向上については、民間事業者へのヒアリングを行ったところ、インフラ設備の投資が必要との意見をいただいております。新幹線公園単体での採算性を考慮しますと厳しい状況にもあります。その他の主要な公園を含めた公園全体の検討において、他市の事例を基にPark-PFI制度や指定管理者制度といった民間活力の導入を視野に入れ、スケールメリットを生かした維持管理ができるよう検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松本暁彦委員

そして新幹線公園の取り組み、そしてまた、周りの公園の取り組みをどう考えていくかということ、PFIも検討していくということ、これを認識いたしました。

これにつきましては、公園の在り方、考え方も重要になってくるのかなと思います。新幹線公園、これまでは駐車場の確保等についてずっと提案してきております。しかしながら、駐車場の確保がなかなか公園近傍では難しいものというところは理解をいたしました。そのような中、例えば考え方の転換といいますか、市役所から新幹線公園まで歩く、その道のりというもの、不便というのではなくて、子どもと親が楽しくコミュニケーションを取りながら行けるわくわくおしゃべりロードといいますか、歩くこともすごく楽しいんだよと、歩くこと、新幹線公園のゼロ系新幹線を見るだけじゃなくて、それまでに至る道のりもすごく楽しいんだと。そして親子でのコミュニケーションも取れる場所なんだと、そういうような発想の転換が面白いかなと思います。看板などでこの10分間を大切にしていますみたいな形で、その経路に看板を設置して楽しみをふやすなど、駐車場がないということ、これを逆にメリットに生かしていく。そういったところの発想の転換というのを一つ考えていってもいいのかなと思っております。

併せて本市というのは健康寿命延伸のまちづくりを目指しております。歩くということは健康の基本ということなので、保健福祉課と連携してウォーキングコースの指定とか、そういったこれから電気設備を整えて自動販売機とか、そういったものも設置をしていきたいということも踏まえて、そういった休憩場所にもなり得れば、市民の活用もさらに一層図ることもできるのかなということと、あわせて、先ほどの例えば明和池公園であれば、ここは滞在型の公園、そして新幹線公園は立ち寄り型の公園というような形で、その公園の位置づけということも考えていってもいいのかなと。例えば明和池公園であれば、近くに吹田市の健都ライブラリーが昨年開館いたしました。そこでゼロ系新幹線も見られておまして、よく聞くのはゼロ系新幹線を二つ見られる地域というのは、レアなことだなお聞きしております。なので、そういったところで、明和池公園で滞在して、そこで例えば健都ライブラリー、あるいはその中でゼロ系新幹線があるよということを知って、そこにちょっと立ち寄っていく、そういった公園間の連携ということも意識して取り組まれるといいのかなと。そしてまた先ほどの吹田市の健都ライブラリーのところにパンフレットを設置していただいて、相乗効果を図っていく。そういったところの取り組みもいいのかなと思いますので、可能性としてはまだまだありますので、その点を検討して発展していただければと思います。こちらについても要望とさせていただきます。

(建設部都市計画課)

○松本暁彦委員

続きまして、21番目。予算概要90ページ、都市計画課のモノレール駅可動式ホーム柵設置事業です。

この事業については、昨年のモノレール南摂津駅の次の取り組みとしてモノレール摂津駅での設置と認識をしております。

安全確保につながるもので評価をしておりますけれども、その上で、国や府、あるいは鉄道会社、そして市として、この取り組みについて、方向性についてですが、本市にはモノレール以外の駅もございます。その点、お聞かせいただきたいなと思います。

○野口博委員長

杉山課長。

○杉山都市計画課長

それでは、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業についてのご質問にお答えいたします。

ホーム柵設置につきまして、国はホームにおける転落・接触事故やそれに伴う列車遅延を大きく減少させる効果があるとして、1日当たりの利用者数が10万人以上の駅を優先整備する考え方を示しております。

本市には、JR西日本、阪急電鉄、大阪モノレールの5駅がありますが、JR西日本は、在来線の乗降者数10万人以上の駅及びそれと同程度に優先的な整備が必要な駅などにおいて、ホーム柵設置を進められており、令和元年度末時点で、在来線では大阪駅、京橋駅、高槻駅など10駅で設置されております。

阪急電鉄は、平成30年度に十三駅、今年度に三宮駅で設置されております。大阪モノレールは、全ての駅でホーム柵を設置することとされ、平成30年度から令和4年度までの予定で乗降客数順に設置を進められており、国、府、沿線各市が設置に対して、補助をされております。

本市におきましても、ホーム柵設置の促進支援のため、設置に係る工事費などを補助対象経費としまして、その6分の1を補助するもので、委員がお示しのとおり、令和2年12月にモノレール南摂津駅で設置が完了しており、令和3年度は、モノレール摂津駅へ設置される予定であります。

今後、市内のJR、阪急の各駅でホーム柵が設置される際には、同様に支援してまいりたいと考えておりますが、乗降者数10万人以上の駅を優先されているといった状況を踏まえすと、市内のJR、阪急の各駅ですぐに設置されるというのは厳しい状況ではないかと考えております。

しかしながら、阪急摂津市駅につきましては、阪急経路線連続立体交差事業による駅舎の高架化に併せて、ホーム柵が設置できないか、機会を捉えて協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、21番目、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業につきましても、順番待ちということで理解をいたしました。国としては1日当たりの利用者数が10万人以上の駅を優先的にやっていくというところで、なかなかまだまだ先かなというところを理解いたしました。しかしなが

ら、本市においても今年1月末に阪急摂津市駅で人身事故が起きております。昨年10月も阪急正雀駅で起きているということで、そういった事故を防ぐためにも、先ほどおっしゃられたように、阪急摂津市駅では、今後高架化されると。そういうときに合わせたタイミングでホーム柵の設置を働きかけるように要望をしたいと思います。これについても以上です。

(建設部道路交通課)

○松本暁彦委員

続きまして、22番目。こちら道路交通課のほうに移ります。

予算概要の88ページの交通バリアフリー整備事業について。こちらの事業内容とその構想、そして進捗状況について、どのようなものか、お聞かせください。

そして、23番目。同じく予算概要88ページ、正雀南線千里丘線外2路線道路改良事業、こちらについては毎回お聞きをさせていただいて、事業ということで、委託料についての進捗状況と今年度の取り組み、併せて、今後の方向性についても一緒にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

同じく予算概要88ページ、千里丘三島線（東側）道路改良事業、こちらも同様にこれまでしっかりと進められているところで、令和3年度も取り組みというところも認識をしております。現在の進捗状況並びに令和3年度の取り組みについて、お聞かせください。

続きまして、こちら補正予算書のほうの6ページに移ります。

自転車通行空間整備事業について、この取り組みは、府道とか、あるいはその市道の端っこに自転車の通行レーンを設けるというところで、実際に新在家等々、私も通行してみて、車が自然とその空間を空けるようになり、自転車走行がより安全になったものと理解をしております。それを踏まえて、今年度の取り組みについて、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、26番目。同じく補正予算書6ページの未就学児移動経路対策事業。これについてもしっかりとされているというところを認識しております。評価をいたします。その上で、現在の進捗状況と令和3年度の取り組みについて、お聞かせください。

そして予算概要の84ページ、市内のバスに関する事業について。こちらは、近鉄バス、そしてセツピィ号と、新年度も前年度と同様に実施するものと認識をしております。そして、この事業の妥当性についても判断することについては、やはりもっと検討することが求められるのかなど。一般質問においても挙げられていたパーソントリップ調査での分析について、どのようなものか、お聞かせください。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の22番目、23番目、24番目、25番目、それから26番目、27番目の六つの質問にお答えさせていただきます。

まず、バリアフリー整備事業についてでございますが、事業の内容、進捗について申し上げさせていただきます。

事業の内容につきましては、福祉のまちづくり条例に基づき、道路における高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため、歩道段差の規定や視覚障害者用誘導ブロックの設置などに適合していない箇所について、改良を実施しているところでございます。

進捗につきましては、令和2年度末において、整備率78.1%となっております。

続きまして、阪急正雀駅前の進捗、令和3年度の取り組みについて、お答えさせていただきます。

阪急正雀駅前は現在、約半分の用地を確保しておりますが、残りの部分につきましては、国有地の存在や地図が混乱している状態となっております。そのため、各地権者の面積確定に支障を来しておりました。地権者側によって、土地の整理が行われたことから、現在、地図訂正に向けて、法務局と協議を続けており、ようやくその手続について、協議が整ったところであり、その地図訂正に向けた取り組みを現在行っているところであります。

令和3年度につきましては、現在残っている残りの部分の10棟の建物に対しまして、建物調査を一気に進めるとともに、阪急正雀駅前の地下道も含めた在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、千里丘三島線の令和3年度と現状についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、用地確保に努めている東側の路線につきましては、平成28年度から事業を再開しており、外構も含め対象物件14件に対し、令和元年度までに3件の建物の用地を確保しております。令和2年度においては、予定していた7件の物件につきましては、契約ができ、現在、千里丘駅南交差点の角地の部分につきましては、道路開放に向けた準備をしているところでございます。

また、事業の区間の中ほどにある4軒の木造長屋につきましては、現在、解体作業が開始されたところであります。

これによりまして、千里丘三島線につきましては、現在、事業用地全体の約8割まで契約が終了しているような状況でございます。

令和3年度、この取り組みにつきましては、残りの2割につきましては、引き続き、各地権者に丁寧な説明を行い、用地の交渉を続け、建物調査や用地測量などの作業を進め、用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、自転車通行空間につきましては、自転車活用推進計画に基づきまして、車道部分に青色の矢羽根型路面標示を施して、自転車通行レーンを設置しております。

令和2年度は、新在家鳥飼中線の新在家交差点を中心に北側と南側に約470メートル施工したところでございます。

今回、補正で上げさせていただいておりますのが、国の交付金を活用するため補正を上げさせていただいております。事業としては、繰り越しを行いまして、令和3年度で実施していきたいと考えておまして、その施行につきましては、新在家鳥飼中線、今、整備が終わったところから、引き続き鳥飼仁和寺大橋付近まで整備延長を延ばして、予定では約1.1キロの整備をする予定で考えております。

続きまして、未就学児の移動経路対策でございますが、大津市で発生した未就学児を巻き込む事故を発端に、未就学児が集団で移動する経路の安全対策について、教育委員会、施設管理者、道路管理者、交通管理者などと緊急安全点検を実施し、12か所の対策を指定しております。

これまでに速度抑制対策として、ハンプの設置、横断防止柵の移設による歩道幅員の拡大、新た

な横断防止柵や車止めの設置、路側帯やグリーンベルトなどの設置などを実施し、安全な歩行空間の整備を行っております。

令和3年度につきましては、路側帯の設置やグリーンベルトの設置を5か所予定しております。これも国の3次補正の交付金を活用して、補正を組ませていただき、事業としては、令和3年度で実施させていただき予定で考えております。

続きまして、バスに係る事業、バスの分析についてでございます。

地域公共交通の現状を把握するため、人の移動の状況を捉えたパーソントリック調査の結果を用いまして、鉄道、バスなどの交通手段別、通勤、通学などの目的別、また年齢別など多様な視点から複合的に分析しましたところ、本市の特徴でございますが、バスの移動の割合は、鉄道や自動車、自転車などの交通手段の中で通勤・通学、病院や買物などの自由目的、また仕事などの業務といった全ての目的で、バスの利用割合は最も低い状況でございます。

バスを利用した交通の全体的な特徴としては、乗客の半分は30代までの世代で、出勤利用が多い傾向でございます。

移動手段のバス利用は約2%と、少なく、さらに高齢者につきましては、その11%と、さらに低い状況でございます。

高齢者の移動の特徴は、買物や通院など自由目的が約5割を示している。その移動は他の世代に比べ、鉄道利用が少なく、自転車や徒歩による短距離移動が主な状況であります。また、その移動は中学校区内の移動が比較的多く、高齢者はよりコンパクトな移動となっている状況でございます。

分析の状況からしまして、こういった状況が見えてまいりました。現状といたしましては、このような結果となっております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、22番目、交通バリアフリー整備事業につきまして、内容については一定理解をいたしました。78.1%、令和2年度としては進捗が進んでいると。着実に今進めているところと理解をいたしました。高齢化社会になるにつれて、やはり段差というのはなかなかしんどくなる。こけてしまって、それが寝たきりの原因になってしまうという、そういったところもよくお聞きをします。しっかりと段差解消ということを実証していただきたいなど。また、地域等で要望があれば柔軟に段差解消については対応していただきたいなどと思います。こちらについては要望とさせていただきます。

続きまして、23番目、正雀・南千里丘線2路線につきまして、これまでの取り組みと今後の取り組みについても理解をいたしました。これからしっかりと調査して事業の成功に努めていくということを理解をいたしました。また、駅前の地下道の在り方についても、ぜひこれについては大阪府道の岸部豊中線など、この正雀駅周辺道路交通網もまた変わってくるということも認識をしております。そういったところを踏まえて、よりよい交通の利便性の向上に向けてしっかりと検討していただければと思います。こちらについても要望とさせていただきます。

続きまして、24番目、千里丘三島線道路改良事業につきましても着実に進めるものと認識をしております。残り2割ということですが。安全確保も踏まえて本市の背骨、骨格である千里丘三島線をしっかりと安全・安心に通れる歩道空間の確保は非常に重要であります。引き続き鋭意進められるように要望とさせていただきます。

続きまして、25番目、自転車通行空間整備事業につきましても、令和3年度については、鳥飼仁和寺大橋まで進めていくと、現在の取り組みからそちらのほうに進めていくということで理解をいたしました。この取り組みはよいものかと思えます。そのところは、しっかりとぜひ取り組みの評価、分析も踏まえて今後また将来的にさらに必要性があるところなど、ぜひ効果を波及するようにしっかりと検討していただきたいなと思えます。こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、26番目、未就学児移動経路対策事業につきまして、12か所の進捗状況、令和3年度の取り組みについては理解をいたしました。ここの未就学児移動経路というところですが、当然ながら通学路の対策も私はやはり必要と考えております。その点、未就学児の移動経路と併せて通学路の安全対策について、今後の展開をどのように考えているのか、その点お聞かせをお願いいたします。

続きまして、27番目、バスに係る事業について、パーソントリップ調査においてバスの利用率が低い、公共交通機関全体の中での割合では比較的低いというところ、そして高齢者の移動の目的、中学校区内、あるいは買物等に行ってそれぞれの利用の目的等々が分析によって、調査によって分かったというところで理解をいたしました。これを踏まえて、今後公共交通機関の在り方について協議をされるというところを認識しております。高齢者の必要な支援サービスもこういったところで見えてくるのかなと考えております。併せて、鳥飼仁和寺大橋の無料化とか、十三高槻線の将来的には全線開通などやっぱり道路ネットワークの向上によって、また車の移動、あるいは今まで不便だったJR岸辺駅へのアクセスがバスで行けるようになるとか、そういった可能性も出てくるのかなと思っております。ぜひ公共交通の在り方については、将来的には道路ネットワークの向上についてもしっかりと考慮していただきたいなど。あわせて、そこにもしかしたら、この道路ネットワーク、もっとここが必要だねとかいうことにもなってくるかと思っておりますので、そういった将来的な展開も踏まえて、ぜひしっかりと検討していただくように、こちらは要望とさせていただきます。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の通学路に対する安全対策についてのご質問にお答えさせていただきます。令和3年度は令和2年度より繰り越しさせていただき未就学児の移動経路の5か所について取り組んでいきますが、それと併せまして、教育委員会が策定している摂津市通学路等交通安全プログラムを基にしまして学校関係者、道路管理者、交通管理者と連携し、危険箇所の把握に努め、PCDAサイクルとして繰り返し実施し、

通学路等の安全確保を図っていき、引き続き取り組んでいくこととさせていただきます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

未就学児の移動経路だけでなく通学路への対策等もしっかりとぜひ考えていただきたいなと思えます。鳥飼西の堤防沿いのハンプ、未就学児の移動経路の対応としてされたというところ、非常に高く評価をいたします。その成果を踏まえ、さらに交通安全対策というものも未就学児の移動経路、そして通学路の対策、さらには地域の要望に応じて柔軟に交通安全対策を市内各地で充実をし

て、悲惨な交通事故防止に図っていただきたいと思います。要望とさせていただきます。
以上です。

(建設部道路管理課)

○松本暁彦委員

続きまして、道路管理課のほうに移ります。

28番目、道路床板修繕事業です。予算概要88ページですね。

こちら今年度、正雀本町の道路床板修繕についてしっかりとやっていただいているということの評価いたします。その上で、一定全て確認をされたところですが、この事業の経緯と内容、そして具体的な取り組みについて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、28番目の道路床板修繕事業の内容と令和3年度の取り組みについて、お答えいたします。

市内には、水路に床板をかけまして、その上を歩行空間として利用している箇所がございます。これらの床板の中には、設置されてから年数は経過しておりまして、令和元年には正雀本町地域において、床板が破損をいたしまして、本年度、修繕工事を行っているところがございます。

また、市内の床板の総点検を実施いたしまして、通行の安全性を確認しておりますが、これまでの管理記録を基に構造的により詳細な点検を要する箇所を抽出いたしまして、本事業で状態を把握し、修繕が必要な物につきましては、計画的に実施を行ってまいります。

令和2年度は、新在家鳥飼上線の一部で5か所の点検をしておりますが、令和3年度は引き続き同路線において、残りの床板の点検を実施いたします。

○松本暁彦委員

続きまして、28番目、道路床板修繕事業というところで、新在家のところで、引き続き検査をしていくというところを理解いたしました。本市において、床板、水路に蓋をしているのは往々にしてであると認識をしております。改めてこの修繕事業の今後の展開についてどう考えているのか、その点お聞かせをいただきたいなと思います。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、28番目、2回目のご質問で床板修繕事業の今後の展開についてお答えいたします。

新在家鳥飼上線では残り5か所の点検を予定しておりますが、点検の結果を踏まえて早ければ令和4年度には修繕が必要な箇所の実施設計を行い、令和5年度より修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

また新在家鳥飼上線に引き続き、ほかの箇所につきましても建設時期や構造、これまでの維持管理の記録などから点検の必要箇所を抽出いたしまして調査点検を計画してまいりたいと考えております。

○松本暁彦委員

そして、最後に道路床板修繕事業につきまして、こちらも調査をして修繕があれば修繕をしていくというところです。これも経年劣化というのが大きな課題かなと思っております。やはりこれからますます経年劣化の部分で問題が顕在化してくるのかなと考えておりますので、その点、これも壊れる前に、どんどん対応していくという処置が必要になってくるのかなと思っております。壊れて市民が下に落ちるとかそういうことが決してないように、この取り組みをしっかりと継続して取り組んでいただければと思います。

また修繕事業としては令和2年度の正雀本町地域の事例があります。そういった中でもそこでの自治会要望を踏まえて、柔軟に様々に今回は初めての事例ですので、丁寧に対応するように要望とさせていただきたいなと思います。

以上で終わります。

(完)